

令和 2 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 2 年 12 月 7 日 提 出

目 次

同意第19号	人権擁護委員の推薦について	1
議案第48号	東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	2
議案第49号	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	6
議案第50号	知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例及び東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	12
議案第51号	令和2年度東浦町一般会計補正予算（第11号）	別添
議案第52号	令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第53号	令和2年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第54号	令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第55号	令和2年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）	別添
議案第56号	令和2年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）	別添

同意第 19 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く。

令和 2 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

菅 野 純 子

東浦町大字石浜 昭和 45 年生

提案理由

人権擁護委員菅野純子の任期が、令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

議案第 48 号

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 2 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第
141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、東浦町の議
会の議員及び長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動
車」という。）の使用、法第 142 条第 1 項第 7 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」と
いう。）の作成及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスタ
ー」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第 2 条 東浦町の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）
は、64,500 円に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又
は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第
100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第 5 項の規定
による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用
自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93
条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により東浦町に帰属す
ることとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183
号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一
般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第 2 号に規定する契約を
締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当
該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用
自動車の使用に関し有償契約を締結し、東浦町選挙管理委員会（以下「委員会」と
いう。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第 4 条 東浦町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に
基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一
般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲

げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 東浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 東浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に62,100円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会

が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

提案理由

議会の議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担の範囲を定めるため提案するものである。

議案第 49 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について
 東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
 令和 2 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 東浦町国民健康保険税条例(昭和 36 年東浦町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000 円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000 円</u> とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>170,000 円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>170,000 円</u> とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>610,000 円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000 円</u> とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>160,000 円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>160,000 円</u> とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>630,000 円</u> を超える場合には、</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>610,000 円</u> を超える場合には、</p>

630,000 円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、430,000

610,000 円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

(1)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

<p><u>円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(2)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>	<p>アからカまで 略</p> <p>(2)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>
--	--

同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。

附 則

1 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」

同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。

附 則

1 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」とあるのは、「法

とあるのは「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 150,000 円 を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」とする。

3 略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」

第 703 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円 を控除した金額によるものとする。）とする。

3 略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条中「及び山」

<p>と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条</u>」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>6から14まで 略</p>	<p>林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>6から14まで 略</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第21条第1号から第3号まで及び第21条の2並びに附則第2項、第4項及び第5項の改正規定並びに次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 50 号

知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例及び東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例及び東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例及び東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 61 年東浦町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、第 11 条第 2 項に規定する還付加算金の年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>還付加算金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。))に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その<u>年中</u>においては、<u>当該還付加算金特例基準割合</u>とする。</p> <p>3 当分の間、第 13 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中</u>においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては<u>その年に</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、第 11 条第 2 項に規定する還付加算金の年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その<u>年(以下「特例基準割合適用年」という。)</u><u>中</u>においては、<u>当該特例基準割合</u>とする。</p> <p>3 当分の間、第 13 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、<u>特例基準割合適用年中</u>においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年 7.25 パーセントの割合</p>

<p>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。</p>	<p>を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。</p>
<p>4 <u>前 2 項のいずれかの規定の適用がある場合における還付加算金及び延滞金の額の計算において、前 2 項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは年 0.1 パーセントの割合とする。</u></p>	

（東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 2 条 東浦町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年東浦町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その<u>年中</u>においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年 1 パーセン</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その<u>年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中</u>においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、</p>

<p>トの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p><u>3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>	

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項から第4項までの規定は、施行日以後の期間に対応する還付加算金及び延滞金について適用し、施行日以前の期間に対応する還付加算金及び延滞金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東浦町後期高齢者医療に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日以前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

延滞金等の特例割合の算定方法を改めるため提案するものである。